

平成 29 年 8 月

従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を応援します

就労・奨学金返済一体型支援事業

京都府では、中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を応援する制度を創設しました。ぜひ、御活用ください。

補助対象

京都府内に事業所のある従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等(中小企業基本法に定める中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人等)

支援対象者

上記企業に勤め、次の要件を全て満たす者(年齢制限なし)

- ① 正社員であること
- ② 企業就職後 6 年以内であること
- ③ 受給した奨学金を返済中であること
- ④ 府内に居住し、府内事業所に勤務していること

補助期間

対象者 1 人につき最大 6 年間

補助額

- ・ 企業負担額の 1 / 2 以内
(年間奨学金返済額の 1 万円を超える部分の 1 / 2 以内)
- ・ 就職後 1 ~ 3 年目 上限 9 万円 / 人・年
4 ~ 6 年目 上限 6 万円 / 人・年

申請受付

平成 29 年 8 月 7 日(月)
～平成 30 年 2 月 28 日(水)

申請方法等

詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。
申請書類もダウンロードできます。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/syuurousyougakukinn1.html>

まずは、下記に御相談ください。

お問い合わせ先・補助金申請先

京都府中小企業団体中央会

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町 17 京都府中小企業会館 4 階
電話 075(314)7132 / FAX 075(314)7130

受付時間：月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9～12時、13時～17時



本制度の具体例

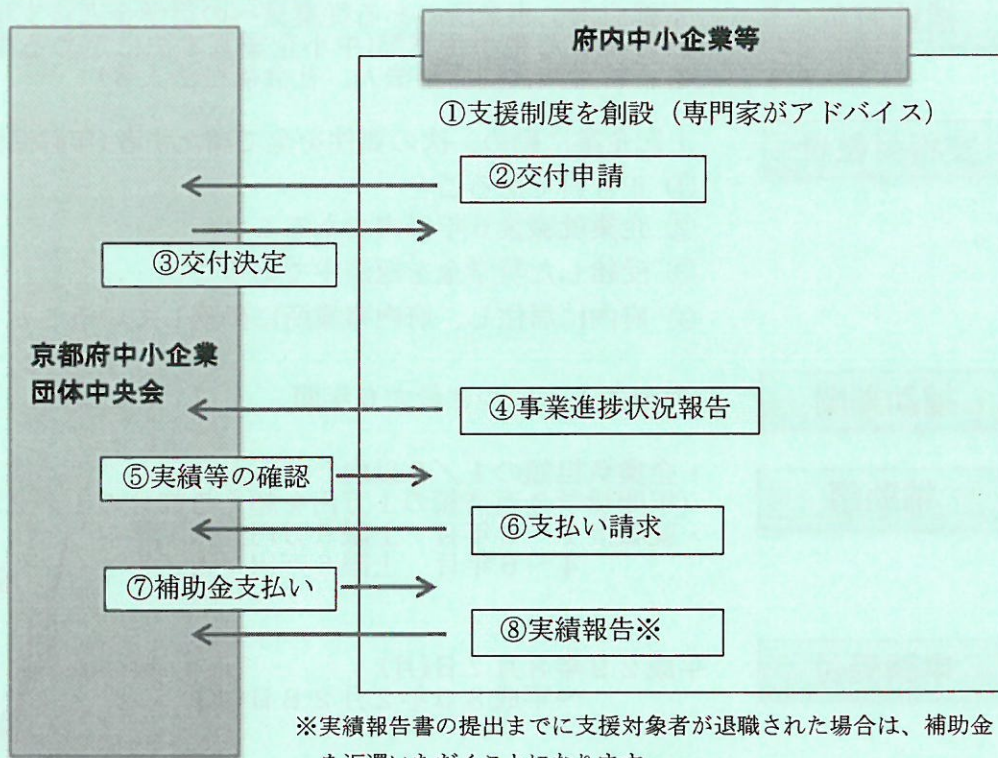
【返済総額300万円(年20万円)、返済期間15年の場合】

(単位:万円)

就 職	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7~15年目	計
返 済 額	20	20	20	20	20	20	180	300
負 担	本人	2	2	2	8	8	8	210
	企業	9	9	9	6	6	6	45
	府	9	9	9	6	6	6	45

※毎年20万円の返済額を、入社後1年目~3年目までは本人負担を年2万円に、4年目~6年目までは年8万円に軽減します。

申請手順



奨学金返済負担軽減支援制度を有するとは？

就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返済負担軽減支援制度(手当等)を定めていただく必要があります。盛り込む方法、規程例については、京都府ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

◆就業規則の作成等の中小企業の就労環境改善に向けた取組みを支援するため、社会保険労務士によるアドバイザー派遣(2回まで無料)や助成制度を設けておりますので、御活用ください。

【アドバイザー派遣連絡先】京都府社会保険労務士会

TEL : 075-417-1881 / FAX : 075-417-1880

